



*1：当該補助金の活用の意向について、補助金活用意向の確認書に記載する期日までに書面にて回答
 *2：港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号）、実施要領及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく
 *3：補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の6月30日までに提出